平成２１年（フ）第２５２号
沖縄県沖縄市胡屋７丁目３番５号　県営胡屋高層住宅1009号室
債務者　塩川　　初
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５５号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目11番10号　シャトウジョウホクＰ７・１―Ａ
債務者　熊谷ソニヤエミイ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６０号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目27番13号　島袋アパート101号室
債務者　金城　明美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９９８号
横浜市南区井土ケ谷中町13番地　親和パレス202
債務者　高橋　　充
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４号
熊本県上天草市松島町合津3490番地１
債務者　池田　哲典
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第８６号
静岡県湖西市駅南３丁目５番26号　ベルハイムＡ―203、前住所宮城県仙台市太白区富沢南１丁目22番地の１　セザール富沢南301
債務者　花渕　　聖
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
静岡県浜松市浜北区宮口25番地の２　市営住宅宮口団地　Ｂ―201
債務者　有谷　恵実
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０３８号
神奈川県高座郡寒川町中瀬11番12号
債務者　松原　弘樹
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
長野県佐久市中込3519番地12
債務者　岩本奈々美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３９号
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山217番地88
債務者　小日向　恵
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２４７号
愛知県豊田市丸山町８丁目３番地　フラワーパーク101号
債務者　谷端　純子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
岡山県瀬戸内市邑久町北島1175番地４
債務者　森　　竹子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７５２号
東京都町田市真光寺１丁目５―14
債務者　菅原由香子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７５３号
東京都町田市鶴川５丁目12―13―103
債務者　鈴木　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８００号
東京都武蔵野市桜堤２―８―31―308、住民票上の住所東京都武蔵野市関前５丁目５―18
債務者　古橋　済子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部